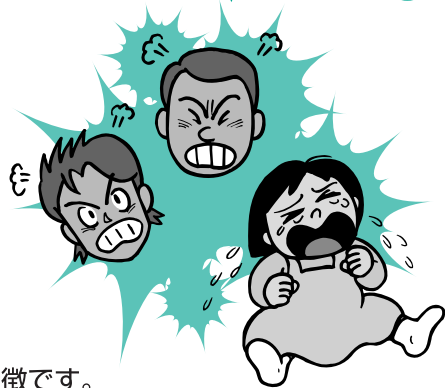


# 地域で子どもを守る

一人でも抱え込まないで



## より早く発見するために

### ◆虐待のサイン

虐待や、不適切な関わりを受けている子ども、あるいはそんな行為をしている親たちは、少なからず何らかのサインを出しています。この虐待のサインこそが援助を求める「子どもの声」であり、気づいたあなただけが頼りなのです。

わたしたちが、「虐待を早期発見」するための最も重要なサインは「**不自然さ**」です。

## 虐待の種類とその特徴

4つのタイプがあり重複もあります。繰り返行われることも特徴です。

分類	定義	例えば・・・
<b>身体的虐待</b> せっかんや暴力	児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。打撲傷、内出血（あざ）、骨折、頭部外傷、刺傷、やけど、など。	たたく、ける、つねる、なぐる、激しく揺さぶる、振り回す、噛む、しぼる、水につける、火を押し付ける、首を絞めるなど。
<b>性的虐待</b> わいせつ行為をする	児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。	性的ないたずらをしたり、性的関係を強要する、性的暴行、ポルノの被写体とするなど。
<b>ネグレクト</b> 養育の拒否や放置	保護の怠慢、子どもの危険についてほったらかしにすること。	食べ物やミルクを与えない、衣服をかえない、学校に行かせない、危険な場所に放っておく、医者にみせない、家に閉じこめる、子どもへの暴力を見過ごしにするなど。
<b>心理的虐待</b> 無視や言葉の暴力など	言葉によるおどし、態度やしぐさ、雰囲気などで子どもに不安や恐怖を感じさせ、その結果心理的外傷を与える言動を行うこと。	「産まなければよかった」「死んでしまえ」などの言葉、おびえるほどの叱責、無視、拒否的な態度、きょうだい間での差別、児童の目前で配偶者に対する暴力が行われることなど。

### 虐待されている子どもを見かけたら...

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は誰でも児童相談所（中央子ども家庭相談センター）や福祉事務所（高島市福祉事務所）へ連絡（通告）しなければならぬと定めています。

虐待を疑ったら、まず市子ども家庭相談課、各支所地域福祉課（保健センター）、中央子ども家庭相談センターや、あるいは地域の児童委員（民生委員）さんに連絡してください。電話で匿名でもかまいません。たとえ間違っていたとしても、あなたが責められることはありません。通告した人のプライバシーは守られます。

### ■子育て講演会のお知らせ

日 時 11月20日(日) 13時30分

場 所 藤樹の里ふれあいセンター

講演 「子どもの心を、だきしめる」

講師 漢 正史さん

(滋賀県中央子ども家庭相談センター 次長)

### 【通告先】

▼高島市役所（子ども家庭相談課）

☎(25)85117

▼高島市役所各支所地域福祉課または各保健センター

〈マキノ〉 ☎(27)11288

〈今津〉 ☎(22)51101

〈安曇川〉 ☎(32)11131

〈朽木〉 ☎(38)31111

〈高島〉 ☎(36)80008

〈新旭〉 ☎(25)81110

▼市内各保育園・幼稚園・小学校・中学校

▼滋賀県中央子ども家庭相談センター

☎077(562)8996

## お知らせ

### 人権 「女性の人権ホットライン」相談

11月20日(日)

午前10時から午後5時まで

大津地方法務局では、専用電話

☎077(522)46999【既設電話】

☎077(522)47666【臨時電話】

を設置して、女性をめぐる各種の人権問題について、女性の権利擁護委員が中心に相談を受け付けます。

夫やパートナーからの暴力（DV）や職場等におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカーといった問題はありませんか。法務局では、女性の地位の向上および女性に対する暴力の禁止を訴える啓発活動を展開するなど積極的に女性の権利擁護に努めていきます。また、毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。

### ▼問い合わせ先

市役所人権施策推進室

☎(25)81225

※この日以外にも職員、人権擁護委員が相談に応じています。

### 浄化槽 合併処理浄化槽の設置に対する補助金が一部廃止になります。

合併処理浄化槽の設置に対する補

### 法務局 大津地方法務局高島出張所からののお知らせ

商業・法人登記事務がコンピュータ処理に変わります。

助金は、3年以上公共下水道が整備されない地域を対象に浄化槽の設置者に対し交付をしていましたが、来年度から7年以上整備されない地域に変更となります。今後、合併処理浄化槽の設置を計画されておられる場合はご検討ください。

### ▼問い合わせ先 環境政策課

☎(25)81233

### 下水道 下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

日本下水道協会では、平成17年度下水道排水設備工事責任技術者試験を実施します。受験を希望される方は、お申し込みください。

▼試験日 平成18年2月8日(水)

▼試験会場 大津プリンスホテル

(大津市におの浜四丁目7番7号)

▼受付期間 11月1日(火)～15日(火)

(土・日・祝日を除く)の午前9時

～午後5時

### ▼申込書配布および受付場所

高島市下水道課(今津支所2階、

または滋賀県内各市町の下水道担当窓口)

▼受験資格 学歴・資格により下水道排水設備工事に関する一定の実務

経験年数等を有する方

▼問い合わせ先 下水道課

☎(22)9011

※下水道の排水設備工事は、下水道

排水設備工事責任技術者が登録さ

れている高島市下水道排水設備指

定工事店でなければ出来ません。

(下水道課)

### 下水道 水洗便所改造等資金融資 あっせん制度のお知らせ

水洗化の普及促進を図るため、く

### 教育 “たくましく伸びよう” 湖国の子

11月は「滋賀県青少年

健全育成強調月間」です。

未来を担う子どもたちが、健やか

下水道法では、供用開始の公示後「3年以内」に水洗化するよう義務づけられています。まだ水洗工事がお済みでない方は、速やかに水洗化工事をしてください。地域ぐるみで快適な生活と環境衛生の向上に努めましょう。

### ▼問い合わせ先

下水道課 ☎(22)9011

み取便所を水洗便所に改造し、または既設の尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する方に対して、その改造工事に要する資金の一部を市が指定した金融機関へ融資をあっせんする制度があります。

融資あっせん額は、改造工事1件につき10万円以上で、10万円単位のあっせん額となります（限度額120万円）。ただし、共同住宅については1戸につき30万円以内で、改造工事1件150万円を限度額とします。

融資あっせんの要件や融資条件など、詳しくは市役所下水道課までお問い合わせください。